

立憲民主主義を取り戻すために

法政大学法学部教授（政治理論） 杉田 敦

一連の安保法制をめぐる、各地で反対運動が沸き起こりました。法案成立後も、その廃案を求める運動が各地で続いています。日本の戦後史に残る大きな出来事ですが、その最大の成果は、立憲主義というものについての理解が、初めて一般に広がったことだと思います。私たちの政治体制である立憲民主主義体制について、民主主義は広く知られていますが、立憲主義については、必ずしもこれまで十分に認識されてきませんでした。

しかし、ギリギリの解釈を積み重ねて、何とか憲法との整合性を保ってきたこれまでの安全保障体制を変更し、明確に違憲な集団的自衛権の行使に踏み込む政府の姿勢を目にして、人びとの不安は高まりました。政治権力が「必要」と見なせば、憲法などは無視しても構わないという、反立憲主義的な政治への不安に他なりません。こんなことを許していれば、どこに連れて行かれるのかわからない。そのような思いから、これまでは声を挙げなかったような多くの人びとが、幼い子ども連れで、あるいは忙しい仕事の帰りに、自らの意志でデモに参加しました。政府は憲法を守れ、憲法の枠内で政治をやれ、という立憲主義への要求が表明されたのです。

立憲主義とは何か。それは、権力が暴走しないように、権力が超えてはならない境界をあらかじめ定め、それによって権力の抑制的な行使を可能にするということです。戦後の政治体制は、こうした立憲主義の要素を強くもつ、立憲民主主義体制ともいわれるべきものでした。そこでは、政治権力によって奪われることのない、基本的人権の絶対性が強く打ち出されました。立法・行政・司法という三権が抑制・均衡し合うような制度的な仕組みもつくられました。これらはいずれも、立憲主義を保障するための重要な要素です。

他方で、憲法の主軸の一つである国民主権は、立憲主義よりも民主主義と深くかかわっています。私たち国民が政治の主人公であり、私たちの意志を代表する政府がつくられるべきだ、というのがその根幹だからです。立憲主義と、こうした民主主義との間には、実は一定の緊張関係があります。たとえ民主的に選出された政府であっても、超えられない壁がある、と強調するのが立憲主義だからです。たとえば、人権を否定するような法律は、どんなに民主的につくられたとし

ても、立憲主義の観点からして許されません。

今回の一連の動きの中で、選挙で民主的に選ばれた政府や、国会の多数派が進めようとしていることに対して反対するのは民主主義の否定だといった批判がしばしば行われました。これに対しては、そもそも選挙で争点ともされていなかったことについて「後出し」的に進めるのは民主主義とは関係ないという批判がまずできます。それに加えて、その時々短期的な民意だけで政治をやっているとんでもないことになるので、仮に民主的な決定であっても、それが十分に熟議された結果であるかどうか反省を迫るのが立憲主義の立場であり、私たちの政治体制が立憲民主主義である以上、政府批判は当然だという論点もあります。

さらに言えば、安全保障のあり方について定めた憲法の9条そのものが、立憲主義的な規定であるとも考えられます。安全保障こそは、国家の最も重大な権力の一つですが、その抑制を規定しているのが憲法9条だからです。歴史的な経緯を見れば、このような条項ができた背景に、20世紀前半の日本の経験があることは明白です。まさに権力の暴走によって、世界を相手にする無謀な戦争を行い、他国民・自国民に多大の犠牲をもたらしたこと。その反省の上に、憲法の9条があります。その原理をふみにじるようなことは、立憲主義の観点から許されないのです。

今夏には参議院選が予定されており、衆参同日選との観測も流れています。憲法上の明確な根拠もないのに、首相がいつでも勝手に解散できるとする慣行自体に違憲の疑いがありますし、意図的に無数の無効票をつくり出し、一部の民意を過大に議席に反映させる選挙制度も問題ですが、さしあたって必要なのは、立憲主義回復を訴えて行くことでしょう。時の政府が「必要」とすればすべてが許されるという、立憲主義否定の政治が定着することは絶対に避けなければなりません。

厳しい経済状況の中で、私たちの生活は苦しく、露骨な選挙目当ての景気対策などによって目を曇らされがちですが、そのツケはすぐに回ってきます。多くの人びとが自分の意志で街頭に出た、そのエネルギーのごく一部でも回復することができれば、立憲民主主義を私たちの手に取り戻すことも、視野に入ってくるのではないのでしょうか。

（すぎた あつし）